

10月から始まる雇用保険料率引き上げへの対応はお済みですか？

◆雇用保険料率が10月から引上げ

雇用保険料率は、新型コロナウイルスの感染拡大のため一時的な失業率の上昇や、雇用調整助成金の支給額の急増等により、雇用保険の財政がひっ迫したことを受け、段階的に雇用保険料率が引き上げられています。

既に令和4年4月1日から事業主が負担する保険料率が変更されました。令和4年10月1日からは労働者の方が負担する保険料率についても引き上げられます。

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	負担者		①+②		
	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	雇用保険料率
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

一般の会社（建設業や農林水産業等を除く）の場合、労働者負担は0.3%から0.5%に変更となります。

◆雇用保険料の計算

雇用保険料率の引き上げによって給与計算に影響が生じるのは、令和4年10月1日勤務分からです。

給与がいつ確定しているか、つまり締日が10月1日より前か後かで、旧料率か新料率かを判断します。月末締めだと9/1～9/30締、10月支払いの場合は、9/30に支払いが確定したので旧料率。9/16～10/15締、10月支払いの場合は、10/15に支払いが確定したので新料率となります。



賃金不払残業と解消のための取組事例～労基署の監督指導により

◆企業の賃金不払い

賃金の不払いは、労働者の生活に直結する大きい問題であることから、最も労働基準監督署（労基署）に相談が寄せられやすいものの一つです。「残業時間に対して給与が支払われない」という情報をもとに、労基署から企業に監督指導が実施されるケースは多く、不適切な管理をしている企業は、このような監督指導によって対応を迫られることとなります。

◆1企業当たりの遡及支払平均額は609万円

労基署の監督指導により1,069企業（前年度比7企業の増）が100万円以上の割増賃金を遡及して支払っています。

1企業当たりの支払われた割増賃金額の平均額は609万円、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは115企業となっています。

◆賃金不払残業の解消のための取組事例

◎適正な労働時間管理に関することを人事評価の項目として新しく設けることや管理者が労働者に労働時間を正しく記録することについて継続的に指導を実施。

◎管理者が月に2回パソコンの使用記録と勤怠記録の確認を行い、2つの記録に間違いがある場合については、労働者にその理由を確認。

残業時間を過少申告する風潮があることが原因となっている企業は少なくないようです。改めて自社の実態を点検してみてもいいのではないでしょうか。

